

昭和町就学援助費支給要綱のより抜粋
就学援助費の額（年額）

	要 保 護	準 要 保 護	
	小・中学生	小 学 生	中 学 生
学用品費等	生活保護費より	11,630円	22,730円
校外活動費（宿泊を伴うもの）	生活保護費より	3,690円	6,210円
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	生活保護費より	1,600円	2,310円
新入学児童生徒入学準備費	生活保護費より	54,060円	60,000円
修学旅行費	実費全額	実費全額	実費全額
通学用品（1学年を除く）	生活保護費より	2,270円	2,270円
オンライン学習通信費（※月額）	生活保護費より	1,170円	1,170円
医 療 費	生活保護費より	※1 町条例により無料	※2 政令に定める疾病は全額
学校給食費（11ヶ月分）	生活保護費より	全 額	全 額

※1 子育て支援医療費助成金の支給に関する条例

※2 医療費とは、学校の検診で治療指導を受けた疾病【1トラコーマ及び結膜炎 2白癬（たむし等）、疥癬（皮膚疾患）及び膿疱疹（とびひ） 3中耳炎 4慢性復鼻炎及びアデノイド 5う歯（虫歯） 6寄生虫病（虫卵保有含む）】の治療費になります。